

令和8年度公益財団法人矯正協会事業計画書

第1 基本方針

矯正に関する学術の発展と普及啓発を図るとともに、矯正行政の運営に協力し、もって犯罪及び非行の防止に寄与し、ひいては我が国の安全安心な社会の実現に貢献する。

第2 事業内容

1 矯正活動に関する調査研究・資料収集及び普及啓発（公益目的事業1）

国内外の矯正活動に関する調査研究、資料収集及び普及啓発を推進するため、次に掲げる事業を実施する。

(1) 矯正図書館

矯正行政を中心とした刑事政策及び関連する分野の専門図書館として、各種資料の収集・整理・保管・公開を行い、利用者のニーズに即した情報を提供するように努める。

また、来館が困難な利用者に対するサービス提供体制を整えるため、検索システム及び電子図書館等のインターネットを活用した遠隔サービスを向上させる。さらに、将来にわたって資料を提供できるよう、デジタル化や修復等を計画的に進める。

(2) 国際交流

ア 韓国矯正学会との相互交流

本年度は、韓国側代表団が来日する予定であり、矯正教育学会での講演(発表)を設ける方向で調整している。また、法務省矯正局への表敬訪問、矯正施設等の参観も、日程に組み込む予定で準備を行う。

イ 中国監獄工作協会との相互交流

令和2年度に中国側代表団が来日する予定であったところ、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できなかった。同年以降も令和7年度まで同代表団の来日は、同感染症の影響等により実施できない状況にあるものの、本年度も同代表団が来日する予定で準備を行う。

ウ 外国の同種団体との機関誌等の相互交換に加え、ストックホルム犯罪学賞事務局、アジア太平洋矯正局長等会議への支援及びこれらの団体等からの資料収集等を行う。

(3) 出版活動

刑事政策や矯正活動等、矯正に関する学術振興等につながる図書の刊行に向けて検討を進める。

(4) 広報活動

ア 全国矯正展等を法務省と共催するとともに、当協会の各種ホームページの運用等を通し、矯正に関する広報活動の充実に努める。

イ 矯正施設における各種記念行事等の後援等を通し、矯正広報の活動を支援する。

(5) 研究活動

令和7年度から着手している「特定少年に対する出院後の成り行き調査」、「対話実践の効果的導入に関する研究」、「少年院の社会復帰支援における自立援助ホーム等との連携について」、「少年鑑別所の創設に関する歴史的研究」及び「被収容者処遇における拘置所職員の実践知に関する研究」の成果を取りまとめるとともに、外部専門家、矯正実務者による寄稿論文等を盛り込み、紀要「矯正研究」(第9号)を刊行する。

また、拘禁刑の導入に伴う刑事施設での新たな処遇の一層の充実、改正少年法施行による少年矯正の新たな取組が進められている中、令和8年度においては、それらの進展に資する研究活動に重点的に取り組む。

2 矯正活動に対する支援助成(公益目的事業2)

矯正活動に対する支援助成を通じて矯正行政の運営に協力するため、次に掲げる事業を実施する。

(1) 矯正活動に対する支援

ア 矯正施設の被収容者に対する支援

被収容者に対する矯正教育用品購入の援助、運動会・競技会・慰問等各種行事の実施に要する費用の援助、受刑者能力・学力測定検査技術及び同用紙の提供、被収容者居室用カレンダーの提供等を行う。

イ 矯正施設に対する支援

矯正活動の功績者に対する表彰、保安無事故表彰等各種表彰のための援助、周年等記念誌、所内誌、施設のしおり等の発行のための援助、矯正施設所在地域との良好な関係を維持発展させるための援助等を行う。

ウ 矯正職員に対する支援

(ア)「刑政」誌を月刊約25,000部発行する。刑事政策・矯正行政の動向や矯正職員のニーズ等を十分踏まえた編集内容とするため、編集顧問会議及び編集会議を開催するとともに、モニターの委嘱、専用アドレスを用いた意見等の受け付けを行う。

また、歴史的資料としての観点をも踏まえつつ、拘禁刑の導入に伴う多岐にわたる関係記事等を掲載する。

(イ) その他次の支援を行う。

- a 矯正職員の執務能力向上を目指した実務参考書や研修教材等の出版・提供
- b 初等科・基礎科研修開始時における研修教材の贈呈
- c 矯正職員の海外研修・海外留学等のための援助
- d 武道奨励の援助
- e 矯正職員の各種競技大会開催のための援助
- f 矯正協会未来フォーラムの開催
- g 動機づけ面接ワークショップ、箱庭療法研修会、リフレクティングワークショップ及び認知行動療法講習会の開催

エ 刑務所作業提供事業の実施

国が策定する令和8年度作業計画書に計上された事業部作業の実施に必要な作業量を確保するために必要な原材料を提供するとともに、刑務所作業製品の販売及び国に対する国庫納入金の支払いなど、刑務作業の安定的運営に協力する。

国の令和8年度の作業計画は、事業部作業の運営状況を踏まえ、①事業部作業人員の確保、②安定的な運営を維持するための適正な利益率の確保、③原材料及び製品の適正在庫への転換を基本的な方針の一つとして策定するよう通知され、事業部利益率の向上については、事業部作業の形態別に定められた数値目標に留意して策定すること、また、矯正展等の催事を企画するに当たっては、前年度までの実績を踏まえ、効果的かつ効率的な開催となるよう計画することとされていることから、これらの計画に沿った刑務作業運営への支援を行う。

(2) 矯正関連団体等に対する助成

ア 助成（応募型）

公募に応じて申請のあった犯罪被害者支援団体への資金助成を行う。

イ 助成（その他）

矯正に関わる各種学会や団体等に対する資金助成を行う。

3 会員福祉

本会の会員の福祉のため、次に掲げる事業を実施する。

(1) 本会の会員である矯正職員等に対する事業

ア 永年勤続職員の表彰（10年、20年、30年）

イ 退職慰労金、負傷及び罹病見舞金、罹災見舞金、弔慰金の贈呈

ウ 会員及びその親族の難病罹病者見舞金の贈呈

エ 「安原基金」による国外調査研究経費の助成

オ 「前田基金」による資格取得・教養向上資金の貸与

カ 会員手帳等の贈呈

キ 結婚祝い品の贈呈

ク 新規入会者への入会祝品の贈呈

ケ 高等科、中等科・応用科、中級管理科研修員への図書カードの贈呈

(2) 会員である退職者に対する事業

ア 叙勲受章者への記念品贈呈

イ 長期会員への記念品の贈呈

ウ 会員手帳等の贈呈

4 保険料集金事務受託事業（収益事業）

現職矯正職員及び矯正職員退職者を対象とした損害保険会社の団体扱い自動車保険等の集金事務を実施する。